学校法人夙川学院　コンプライアンス・マニュアル

2026年3月30日策定

学校法人夙川学院（以下「本法人」という。）の役員及び教職員（本法人が設置する学校園の教職員を含む。以下「教職員等」という。）は、教育関連事業に係る機関としての社会的責任と公共的使命の重さを自覚し、社会から信頼される組織として高い倫理観と社会的良識をもって、法令、本法人諸規程（本法人が設置する学校園の規程を含む。）、教育研究固有の倫理その他の規範の遵守はもとより、事業の透明性、倫理等へのより質の高い対応を常に意識しながら公平、公正かつ誠実に行動します。

本法人及び教職員等が広く社会からの信頼を確保していくために、教職員等が本法人の運営にかかる諸活動のあらゆる場面において守るべき行動基準、行動指針からなる「コンプライアンス・マニュアル」をここに定めます。

行動基準

Ⅰ．法令・規範の遵守

① 社会の一員として高い倫理観を持ち、法令や社会規範を守り、社会的良識と責任に基づいて行動します。

② 本法人及び設置学校園として定めた規程・規則等を遵守します。自らの業務に関する法令や規範の内容理解に努め遵守することは私たち一人ひとりの責任です。

③ 教育関連事業に携わる者として求められる高い倫理に反する行為や、本法人及び設置学校園の名誉や信用を損ねる行動は行いません。

Ⅱ．人権の尊重

① 社会の一人ひとりの個性や人格を尊重し、不当な差別や嫌がらせを行いません。

② 不当な差別や嫌がらせのない、健康で安全な職場環境を維持します。

Ⅲ．誠実で公正な事業活動

① 職務上知り得た本法人及び設置学校園の情報を適正に管理し、本法人の許可なく第三者に漏らしたり、業務以外の目的に利用しません。また、退職後も本法人及び設置学校園の機密情報は漏らしません。

② 各人（本法人の設置学校園の園児、学生、その保護者、卒業生等すべてのステークホルダーを含む。）のプライバシーを尊重するとともに、業務上必要な個人情報は適正に収集・管理するなど、その取り扱いに細心の注意を払うよう心掛けます。

③ 本法人の財産及び業務上の権限や立場を私的利益のために利用しません。

④ 業務に関し費用の支出を行う際には、定められた手続きに則り、適正に処理します。

⑤ 競業行為や利益相反行為等、本法人の利益に反して、自己または第三者の利益を図るなど、本法人に損害を与える行為は行いません。

Ⅳ．関係機関等との公正な関係醸成

① 本法人、個人、その他すべての利害関係者等に対し、常に誠実な態度で接し、健全で良好な関係を維持するよう努めます。

② すべての取引先（取引業者等）との間で、不公正な決定、便宜供与は行いません。また、取引先から、社会通念上相当とされる範囲を逸脱するような利益供与を受け付けません。

③ 政治団体等との間において、健全かつ正常な関係を保持し、政治資金規正法等に違反する政治献金を行いません。

④　行政機関等との間において、健全かつ正常な関係を保持し、公務員またはこれに準ずる立場の人たちへの不正な接待、贈答、便宜供与は行いません。

Ⅴ．法人内報告制度

①　私たちの一員がこの行動基準に違反または違反する恐れがある行為を知った場合は、自らが関与しているか否かを問わず、速やかに監事に報告するなどし、違反行為を黙認、隠蔽しません。

②　報告者については、違反行為の報告及び調査に協力したことについての秘密を厳守し、報告者自身が違反行為に加担している場合を除き、一切の報復処置や不利益な待遇を行いません。

③　上記「①」を担保するために、監事に対する情報提供の窓口を設置し、連絡方法を明示します。

Ⅵ．罰則

①　私たちの一員が、この行動基準に違反したことが明らかになった場合は、就業規則等、別途定める規定に従い、厳正に対処します。

②　万一、この行動基準に違反する事案が生じたときは、組織を挙げて問題の解決に当たり、原因の究明、事態の是正、再発の防止に努めます。

③　万一、この行動基準に違反する事案が生じたときは、生じた事案について、本法人内外に対し、的確な情報公開を行い、その説明責任を果たすとともに、関係者を厳正に処分します。

行動指針（ガイドライン）

Ⅰ．法令・規範の遵守に関連して

業務に対する姿勢については、本法人就業規則第 26 条第 1 項において「教職員は職務の社会的責任を自覚し、教育の発展及び学院の使命達成のため全力を挙げ、誠実に職務を遂行し、社会人として社会的なルール及びマナーを当然守らなければならない。」と規定され、さらに同条第 2 項において「教職員は、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。」と定められていることを踏まえ、就業規則の精神を十分に汲み取り、機能させながら、園児や学生等の期待に応えていくため、日常の業務を遂行する過程で求められる行動規範を改めて確認するとともに、私たちの行動のよりどころを具体的かつ明確にします。

コンプライアンスの取り組みは、一般的な考え方を具体的な行為として示していくこと、さらにその具体的な行為を日常的に当たり前のこととして行う職場風土を築き上げていくことであり、繰り返し繰り返しこの取り組みを続けていきます。

Ⅱ．人権の尊重に関連して

（1）総論

人権とは、すべての人間が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

「世界人権宣言」（1948 年国連総会で採択）の第 1 条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と定められています。

日本国憲法においても、基本的人権の享有と永久の権利（第 11 条）や個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重（第 13 条）、法の下の平等及び差別の禁止（第 14 条）などが明文で示されています。

一般的に、人権が侵害されやすいのは以下のような事柄ですが、そのことを認識した上で、一人ひとりが、自分自身の言葉や行動、考え方が他人を傷つけたり排除したりしていないかを常に振り返りながら、お互いの人格を尊重し、差別的な言動は決して行いません。

＜人権が侵害されやすい事柄＞

・出身地　・性差　・障害の有無　・子ども　・高齢者　・外国人　・疾病の有無

（２）ハラスメント防止について

一人ひとりが個人として尊重され、誰もが他者の言動によって妨げられずに、快適な環境の下で教育・保育を受け、あるいは研究活動や就労する権利を有しています。ハラスメントになりうる言動は様々であるとともに、不快か否かは受け手の主観により、不快と感じればハラスメントになり得ます。

この認識の下、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの防止に取り組んでいきます。

Ⅲ．誠実で公正な事業活動に関連して

（１）守秘義務

職務上知り得た秘密を守ることは基本的なルールであり、業務を通じて得られた機密情報について秘密を保持します。また、それら情報が不注意により外部に漏れることの十分注意を払います。

（２）個人情報の保護

一般的に、個人情報とは、住所、氏名、年齢、職業及び収入など個人に関する情報で、特定の個人が識別されるものを指します。

本法人及び設置学校園が業務上所有する個人情報を適正に管理し、本来の目的以外に使用しません。また、裁判所の命令等の正当な理由がない限り、本人の承諾なくこのような個人情報を外部へ開示しません。

また、個人情報等の情報セキュリティ対策の重要性を理解し、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、目的外に使用しないということを常に忘れず、取扱いで迷ったり疑問に思ったことは、周りに相談することで、取扱いの共有化を図ります。

（３）法人財産の尊重

本法人の財産は業務の遂行のために貸与あるいは提供されていることを理解し、公私の区別を厳しくします。

備品や消耗品を私用に持ち帰ることだけでなく、業務の遂行と無関係な形でインターネットや電子メールを私用で使うことを厳に慎みます。

Ⅳ．関係機関等との公正な関係醸成に関連して

（１）購入先・発注先との適正な取引守秘義務

自己の職務上の立場を利用して、たとえ間接的な表現でも取引先に金品や接待を要求しません。

（２）過剰な贈答・接待等の禁止

本法人及び設置学校園のステークホルダー、取引先、公務員等に対して接待及び贈答は社会的儀礼による必要最低限のものを除いて一切行いません。また、それを受けることも一切行いません。意図せず、この行動基準に反する事態に直面した場合には、その事実を所属上長に報告し、適切な指示を受けるようにします。

（３）寄附行為・政治献金

政治献金や各種団体等への寄付等を行う際には、公職選挙法や政治資金規正法等の関係法令を遵守し、政治、行政との癒着というような誤解を招きかねない行動は一切行いません。